指 示

平成23年5月23日

福島県知事 佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成23年5月16日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年5月1日付け指示、平成23年5月13日付け指示とび平成23年5月18日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

- 1. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ (露地において原木を用いて栽培されたものに限る。) について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
- 2. 福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

指 示

平成23年5月16日

福島県知事 佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成23年4月25日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年5月1日付け指示、平成23年5月11日付け指示、平成23年5月13日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

- 1. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ (露地において原木を用いて栽培されたものに限る。) について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
- 2. 福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。